改正三河後風土記

廿八

貴重書

第

第

210
ナ
1-28A

郷土資料室
文書課

改正三河後風土記巻第百八

目録

一 武州八王子城軍中山武蔵守事
一 小田原城和議之事
一 秀家氏房對面付氏忠津山事
一 男濃守氏規諫和之事
一 小田原城開城付遠山帯刀退去之事
一 氏政氏輝自殺付氏忠刻言聞事
一 神君家康江戸入城付治部黄門事
一 秀吉公奥州進發之事

愛知県文化会館
昭 33.7.30 寄
35971
A210
~~1-25~~
ナ
~~1-28~~
1-28A

一 蒲生氏郷浅野弾正 南方へ重次到来之事
一 徳川中納言人質地へ之事
一 蒲生家臣分守護町奉行之事
一 奥州一揆蜂起之事

後正三位源朝臣記卷第四

武州八王子城軍付中山武蔵守事

第四 織田信長公利家上杉謙信公の両人参勤
毛利河内守秀頼 真田安房守昌幸
小笠原右近太夫貞慶 木松枝松山をとりつめ
関東の城々若干攻落人数を合せて
五万余人 同年六月十八日小田原へ参陣
関白秀吉公より浅野弾正少弼氏郷
長篠一利家京都不審よりあり一近江
ありたより内々御下の旨急いそぎと
同じく其近江中市松はさま八郎左

作るは利家卿の諸將松枝
治部の堅城若干淨しかせしめ勲功
莫大なりといへども七八城の内
よは一城のみにて彼却一城を見
捨ては一宮城乃法とも謂へきを
落て淨しかせし力攻なるべし一城
一城も此一城よりも吉原解兵せし
とのことなりしと語るは利家卿の
其外の軍いさを見るとも思ひ其外一日
四城を落て淨しかせしは利家卿の
國を出し人利家卿の力なり

見るに我が内に中せ一組を滿作
出りと第四日にて彼よりおかへ八之組
ちかの軍する事あらん本村常陸物
彼法將よ彼ひ古津一士軍を指せ
さらん指汁一戦一軍慰す保
らもの利家卿の外小笠原吉田
毛利の法將は淨人小濱安房守氏邦
横地左近大道寺藤内守政多内膳
木呂子丹後金子紀伊井上之介思淨
上地精俣能登小幡上総守を第内者
とし兵一万六千人六月廿二日八平朝

小田原を立て武州八王子の城へ
向ひ給ふ〔北條安房守氏邦鉢形の城守りて降参し八王子攻に案内し城兵に言葉懸かり〕〔事要同じく之に乃〕此城は深山にあるを近以
北條陸奥守氏輝八王子慈根寺の
地に移したりしに今度は城を氏輝
小田原にて籠城し留守は横地監物
狩野一庵近藤出羽守等勇士数多
置て守らしむ家臣は其三百鉢形の
浄人へ北條安房守氏邦に前田上杉の
兩将命じて城内へ和議を入しむと
いへとも横地狩野近藤等承引せず氏輝

の墨付を以て當城明渡すましと
下知せられけれは何人の進め給ふとも
従来は承引せさりけれは松枝鉢形等の
不義なる忠の後と同日に落へき哉と
下知ありけれは其上にて返答に及ひけれは此城攻落せと
其日の未明より利家は北條氏邦
横地か大手の案内として大手へ向ひ
景勝は大道寺駿河守を案内として
搦手より押寄る先大手より向ひし
前田勢は町口を押破て入しとも此方は
本丸より遠きは城兵は未知らて

本丸は横地監物中丸は中心勘ヶ地
家能一番曲輪は榊原一番曲輪は小曲輪は
近藤右門物實父子本丸は父子兵部
家重守り本城物形の守將氏邦ら
充治横地左近兵四郎の先手として
一番に大手押寄矢合ひ本丸の
守將横地監物二百人計りにて門を
開き家老右近助兵衛右衛門
一番に進み合戦の始まる敵
横地監物の家老顔を
見知りたりと思ひ出ずして
力戦する兵四郎敵こゝを近寄らず
ちよ故小手をうつと思ひ出ず先日より
廃城の城を勤番して居たりし
中門武蔵守光重兵四郎次郎利大
此度者利家の人数の近寄さるを
見て横合より切て出て戦敗を
監物の人数敗しを討ち取る監物を
左右の手にて何度迄形く前矢たり
中丸に攻て出中丸の守將中心勘ヶ地

家範は八條流神法を伝へし八州一の
家なりしが千頃谷の敵を討しより
大を掛て皆破れ又ふく士卒いかう
減失て士二百人足軽なるよし二百計殘り
たるを乃ち従兵者の交たるハ是を選
戦の郡ヶ谷にはかの失たること
幸なりを殘留りしハ人くは天晴の勇士
なり味方二百余人は敵一万五千はよき
おもなり我く奥州より数年苦労を
受しを報ずるは此時なり万一帯
よりも前んと思ふ人くは進ず後去へ

神恨よ思ひ入れと中者共は二百余人の
者共は何生も前に全勝の如くなりて
只法者は惜を捨て討死して名を後の
世に残さんと思ひ一と神うけく誓云
を立てるなり中山家範は小姓に関東
しくこと侍居者り前田の野路に中丸へ
相模城へ向く城下つく中山侍設たる
事なれは矢を先せ鉄砲を放ち高
若干討数を敵味方入乱たる間の声
矢叫の響山河を震動せり
此時前田肥前守利長小姓大吉前

十六歳一番に中丸へ乗入り敵兵と組討し
首を得る富樫喜太郎も藤蔵に
押続き首を取る利家の前に来て
利家富樫もともに一番首取たりと
賞詞を加ふ喜太郎畏く今日一番の
首は大音藤蔵二番首は某なく候
場所遠近に因りて運速の相違なりと
申せは利家富樫が正直なりと感し
出せり藤蔵喜太郎は利長の勤勲にて
首実検に入り鎧を剝きは朋友に知らせん
とて互に名乗をし相続ありし物なるは

返りしせしが無比のよしや勤勲をもって
さすれば中山矢玉を冒すは忠実ぬ足りて
なりと城門喰と推勇子すくなくて
三百人寡にて敵ねを振ふ勤を望
少法は主家をとりて対手有る騎馬戦
識るを渡すまでは前田が勢たる右往
左往にて寡をもって離散せんとして
あれ乱れしを逐ひ返りて味方の陣へたてれ
りて味二陣の勢入勢り戦はんとし
たまともにて味方大勢逐ひしきは押立
らるも心なく崩れてしからざるを勤の望

志先つあるべく力戦せざるべからざる前田
勢は大軍なり小笠原の勢も続て
押よせ横合より攻たるは先刻より
戦疲れたる山路清十四郎人を殺
して居討死せんとは動々申人々は
是迄とや思ひきん思ひ切て九郎左衛門
木戸を開る十四郎人の殺生も居源左
衛門生捕人もよくらんとうたて不知
一動の中は喜多村兼強皆刺殺
吉分も終に後切あるべき十四郎人の
ものの者共も皆殺てしまして同一枕に
死よあり家臣は新しき知行前田
利家此刑の大将と見へて先刻より
数度家来に御尋を指し者るハ何者
なりや天晴侍なり富士を利家に
渡すべき程に重く撰く石はよ所一
もさくと殺もよ思ひを潜を彼と
知者の者は殺れと問よ松山の
陣人皆者は彼は中山勘右衛門
と申小原氏輝方なり千騎を引る
者なるべく富力八之軍よ冠たる所一
駆術は八州よ秀たる富士なり幸に

松山藩人の中より根岸弥一郎と申す人出国
仕候ゆえ藩より中山と申お家柄なり
又小岩井雅楽助は中山の駆引の
言葉なり彼は浅間なるべきうと
中さは利家大よ怪し根岸小右衛門の
為人を尋ね中山と云者は義男
なる仕出なり利家を教よ
悪しきを汝は能く説諭し呉れ給へ
彼し来るべしと有給へは為人と
思ひ直し城の内ゆ出て城外に
居なを通へとも城内よは教ゆ云者も

れ一為人仕方能く門脇の係を以被
城内よ入ゆ乃至は勝ゆを始男女共
皆自殺したりと思へて屍は美敷
乱しゆ倒れ居ゆ為人ゆ見
一人相見ゆとて仕為人ゆ思ひ
見給へ如く勝ゆ自殺する者不
稀者共も無須臾の内六ゆ妻子も皆殺し
自も妻殺ゆ云へとも未死果ひ若
ゆ切ハ如く殺ゆ者ひゆと云者さも
絶ゆ者一者ゆ云ゆ少へ生ハ為人
用ゆ為ゆ云ゆ云ゆ云ゆ云ゆ云ゆ云ゆ

いたすりしうやう心を用ひ一家をあ
大将軍義政の後嗣の事を
感せしめ給ふ所今せてるべしとの事
某夜人しきりに御夢を動ず
論方申せんとすれば
なりき人の後世菩提をよ弔ふべし
やうるる中山の妻は苦しむ所
息つきて二世と契りし支る最愛の
形なれども之逢の門を待とてい
界自も死をの山のしき旅の門出を
急ひしなん何をを形を形をへて憂世

了
和を弱すべき形知は阿弥陀仏
頓滅菩提と云声ばかりよりは此世の
名残消くさもう形きあるし神の
恵ようとろく長絶ぬ夢
念仏一声を称れば弥陀と法し唱へ
三界りうくしと中せば利家も前後
してと惜を者る必定一終く後
神君中山の義勇を感称神しく
家能の子孫六照守後世を四家人了
右の中山の妻は中山の
頼房に仕へ神君の孫なり

治ふ人の世より水戸の元光とて
代々中山備前守と少々ちがひ此法吉の
子孫なり此日又勝の大将上杉弾正殿
先ず薄田隼人殿法吉の渡言平井
三郎殿と八王子の出の者なりしは
二手を分け者にて東方の答問
水戸の道を渡り三九一番田隼人殿
逆茂木を拔き乱取致候様指図
軍に切て出る様と薄田の勝と
聞て渡りて突戦平井三郎一番
に名乗を張る

知れる知へ京橋の横手の先陣
安田上総介順番つくして押入る
将監の勝終に叶ハぬ一番面取へ引入
ぬ薄田の二陣に続く甘糟備後守
清長一番面取の後へ出て出る
突まく将監一番迄も進まさる知と
無勝ぬ二番に引つ組て突くおり
終に多勝に成ぬ敵ならまて討死に成ふ
一番うつる迄ハ居ましと
神君石おさまり少人に加へたまふ
是も一番の勝の為に忠戦せし

とて相撲会は始まるや討死し
給ふ部屋の近藤部屋は二番目に敗て
討死し義田熊吉は二番目に相撲たり
神保部屋の一番目の首を九郎兵衛会人
宗右衛門の六十郎を討ち其後
して相撲会尾谷某を家敷に招き相撲会
は必死の死相しかるには名を知ふ
ものなれ共の勇士動章迫ち
迫入きく力戦せる時に相撲会強く
討死せり残る所の相撲会へ
迫入る門を閉ぢ義田会人門の

脇映別るる一番目の首を九郎兵衛の
強を知れよ主従大小方第四番は
中山勢力由の極勇に昭面さまを
見れ一つは知れよ京入一は上杉勢を
早うるる紀伊国 敵上杉方に討死首二百
七拾二級名所る首共一番目方は二百
十八級名所る首は二拾六名首相
入まるく生れの者と者に小西京へ送り
申候八王子城を小原氏滅八小西京に
籠城す此生捕八名其士章ホ 従類
眷族七名なるくく 関白

神君より後しるし彼生類共悉く
殺せと六殺しまく小田原の沖を漕げ
らーむ小田原海岸の毒気とも見えん
まりや殺生なりとて打捨へと殺生を
打をんとすれは解脱らうはいて
言葉しまく船中より八王子城主の毒子
しるなりまは小田原城中よりも父母一族
おそれらん八王子の城は天授寺され
城主の父母毒子兄弟も生類と成り
誰の毒子姉妹親の父母兄弟と
思へし此船中よりそはやはり活命
さまとしても豊臣家下山法恩源く生類ハ
殺生を免ふしたとの口知らく此小船
口ず津へ寄るなりと思ひ〳〵
船ハる其事少知る者もなきは殺生を
打止め船はそ尾漕ぎ出はは怪き
事と思ふ又法師二人前稲二ツ流す
乃津不近く指寄り此津中より中心
地六樽地ら結おたり〳〵口ず親父中心
地ら地樽地一度の首を進ぜ〳〵敷下流
しまく紫面をへ〳〵しまく如ると
云樽しく其前稲を津不乃茶よ捨出

二人の婦は主婦が奢侈なるを諫めんとして
家事を顧みるを其責任と心得たれども
二人の者の為めに遮られ一切は効果なく
家一男女と活き殺しの父母妻子
一族ともに心を一にせんと思ふ
小田原城内の徒は皆な疫病
しく病きて果たるもの多し
八王子駐屯の兵は家を入り内を出る者も
多し城中群議沸騰す

奉公業
続国徒

編者見

小田原城和議之事

其頃武田孝高如水入道用策を授け
雄利を得て関白の内命を蒙り数度
小田原城へ使を送り氏政父子
降参するの形なれば武蔵相模の
安堵せしむべきを伝へしに
氏政更に聴許せず其後如水
家人井上平兵衛を使として黄金二万
贈遺す十尾を送る氏政其恩義を
謝し小梁川兵部を氏輝其使者を
遣し長陳を慰労し紅十貫目
大業十貫目を謝礼として送る如水

又芝を渡せんとて刀を抜せし有長
清を若し播州へ入て氏政父子に
對面し和議の事をうらへは氏政
父子も御心解しやすの原意を
懇しく日光一文字の刀兼東鑑一部を
送る（此時の東鑑は後家へ渡す　今紀州に安家に渡す）家康又
武州岩槻の城を小隙十郎氏房に田原
の竜城しくるし　扨亦岩槻城城
をも幼さりしを家人菊原二郎
岩槻より十郎の津へ事の私の
中事なれは岩槻とも城城　然

行長の勇士を語討死　伊達政宗
は後人の小方を始撫の妻子
を捕とりこれを抑せらも
事を大勢よく捕槻のやく前
来小田の余りよ　況敵を後よ
り追ハ　さる所長場の敵の
間を思ひ　芝もよく此後の事
此心を感の後の　こと後ハ
少後を後ハ後ハ　其文を神の
事ようの　進せたり十郎も此
妻の事心うく思ひ　おろ城の

事を始めて少しも異よ異ふべ
心地して面白へ共其時分の射おし
切り豊をとりまとは

一筆中上進せい其以前の通り
心地を慰うぬ以事まこうとと
存進せい共以は以地の事繁
上方勝の者う先く見へいい時
うれ用まも重好んや生者うく
ない知よ事多とも方見ようく
ない丸二丸を後し自なとしハ二丸よ
抑をらまをみう変よい先く以心安

思合まいへ左先おし安うぬ
以事いとまし安さ多名まと変右
なる事さ多へ以体方なさまいへさも
なぬ知なしは悪く設よ行ハせ
らまを其後重影よ以光いなんん
とも以事よ少へいハこよなる
痛へ進せい若変ハよ知し以
義理とやん武士の道よさへ
たうふ事ハく たハしよさハよ記す
ひ以て実体のうくやく
命以無なさまいなんや要事は

葛原中上ハ人間の業をとゝめ
進せんと〜〜

岩つきと元ゝ
小少將

たゝもとへの中まいる

十郎は此文一目みるより目も暗み
魂も消沈りの思ひ〜〜魂やせ
自やせ〜〜と身をもこゝろ
注居まう葛原八十郎うけ遂て御情
せ〜家人おう妻とゝの文をもおもり
名へ彼へ申まは十章あも妻の父母

乃清長毛を見て花紙をとて
注ゝ外の事ゝ書き十郎ゝ
十章ゝ〜〜もいつ和睦をとゝ
毎の顔をる見妻ゝ對面ゝ
見ひうさつ〜〜さ語り歴ゝ
う〜と神ゝ行り佛ゝ形ゝ
評紙の和はなう者う機中ゝ
葛原う東〜〜ゝ拘留せ〜う岩城
御形ゝを〜機嫌ゝ
原留ゝ政義さ〜〜事ゝ
少〜〜大將十章ゝ光若男女乳ゝ

先祖より生来信心好り仏を十郎は
ようく氏寺より法華を八岩槻領[illegible]
仏は指を屈しつゝ待つきく未城の
論らぬ先よ　德川殿へ出ら法に
和睦の四段まつて御屋
德川殿寛仁の大将なり殊文鞍馬
の四方なきはいつく兼墨の四張回
はいん殿下の御家はよきに拙なのよ
屋一ちうんよは八州まてこそ叶ふ
面一あもし二三ヶ国の安堵なとなる
面をもと命く進る山を氏也八和議の

志よりて定りあれ拙仏殿当家の岩槻
より宮て殿中を思ひ小田原ようく
なり一吉れいうまいしよこそ
神君の四年ひとそ少へある其名は
先日　神君参中勢左衛忠勝不
汝岩槻の津人のかよ[illegible]へき者と
探ち一勢郷を御来一十郎の妻女よ
涙一文うくせ小田原城の者ホ父母
妻子よりも敬く文を送せ少一も
ちぬく津第一一族妻子命をつと
敬小拙よと幸番頭雖の多候能く

十郎殿は十五年にまよる若幼にせんやう
計らいとの仰せ忠信後く菅原を
頼し後と十郎う妻女を殿女とるへ
文うと世おとせしめしなりとて編年
此源は藤原利家の孫なりとて就の是なりと云事書の忠信
如は羽柴秀吉利の和睦を計うは小言彩寺記寺記
小説書に氏邦と云氏邦四月十九日彩陽にて源人
家に長男紀よりあるこまるの家は家内をなり
氏邦小田原の河うさるなり

秀家氏房對面付氏房家臣幸

神君軍議撰を明赤しめし関白の
お陣へおとし国一南部八は源氏
まへまし明氏と見へ名多よ和議の扱を

入給し紙へ一さまとも我は氏房と
給まる事なるは我はう和議の
扱を入まし〻新名源氏扱よ
よは頃業源し国一法勝の中て
此扱を余らまし紙へきこのと給まる
関白殿と関白一源の業幸小源
中納言家の陣下は小原十郎
氏房う指口よ近寄は源田う後ゝ
氏房源の戦功を解兵一ゝと
義勝の稜聲を感ゝとく南部
国よ解鋼へて送ゝる十郎長其

情者を喜び一南日ごとに又深田の陣に使を出し返答の驕りを江川酒を
贈りも律の当苦を問よ者り芝殿
双方交の始とし始て睦くやうもし
者らう後よはなる見えせんと日殿
定め十郎は稽よ方原へ深田は城近く
ゑくゑ乗よ羽をうもし此後八別して
双方和陣し動者ら八月早く氏政父子へ
十郎へ和睦を進め与を貴よ納め武頼
安堵し月よ節よと集会し来芝

鎌を減弁しつ新つ太平を楽しまん
なよ計らも好きし事なるへし此上
殿下出兵八武家よりも軽ぬやうに
そもそもは幸の家者の幸に外まは後代
大納言殿へ治入らるへきなりとしは
十郎もも頼山不なりと家後し芝
ら鎌よ氏政父子を陳しよ氏政
始の紀は武元ら八州の大守当り
何と様冠者ら洋を待んや若又
様冠者ら二三ら国婚りて彼奴ら以
て安んらは寧当惑を拠よ討死

〳〵早雲公以来の武名を汚さ
さらんよりは死と思切るのみなり
市ヶ谷の城内〳〵は堀内一国第一の高
殿なる故を見るよ油断の張り
合は池〳〵妻やるの弱も鶴止めなく
和睦せんやと思ひ立ち内一氏
此一戦と為ん　徳川家康この御
進もあり今年十郎氏房を立て
氏見よ和睦と決心を決し
招く兵糧も乏しく成り堀内男女
悲歌の声絶へ絶へ成るを八幡宮
地雷と思ひ定め七月五日禁裏せ
松田長張守高秀をして安敦代の
若君を立て氏政公を詐り　侯論
好邪を恐れて早雲公以来の古法
を改新法を作り八州の国民共政
に苦しき治世万年悠遠を願ひ十民
怨を抱く事　全政の譜邪譜者の
政不好なり　左のみ好に安堵する
上居　一変古き制度　氏政公
上居　ものく八州甚だ安堵の世約
固めく帰りしを汝さまく譜侵

人間を以て上居を止め此大乱を
平定し給へは一戦の勝負に限て
汝の一族悉く殺し尽す事の為に
忠を尽し君恩を報ひ奉らんと思ひ
居る覚悟なりと思ひ
いつしか故秀吉の用意一家の
大軍を率ひ入て我主を討亡し
其を切る事那を攻撃して押領
せんとす人面獣心小豪古代の覇業
を一朝に失ハんとする事汝等人の
方すら起る所の天罰思ひ知べし

江雲斎と呼ぶ家臣数名の者一人
憲秀の首を刎ねる 翌六月に氏直
山上郷に事の顛末汝等宗家を
攻撃を異 徳川家の四隊に
分り敵下瞰世の四位恩を以て
氏政始城内男女の命を悉く殺
治ちんに於ては軍門に降参仕る
所一と中出られる 神君吉兵衛
殺り其年男の内に於みを以て和睦
の役し互結ひ諸人の煙幕を
面目なり明繁に結ば幸い最前

ゝり和睦の事を執申者なき事は
波ゝの方へ申入られ候ゝ事なり
ゝ後へ形を老候へ しゝゝ井伊直政より
四月之仏合られ氏政ゝ一る氏直深ゝ
ゝゝ事頼ゝ為ゝ為ゝ為ゝ直政を
氏直より深ゝゝ後ゝゝ深ゝ不ゝ老ゝ
氏直ゝ後ゝゝ深ゝ不ゝ氏政父子
為ゝ陽ゝ戰ゝ術ゝ以て城を攻落を
ゝゝ軍門ゝ深ゝ深ゝ 御内数万の
士靈を仏命せんとす 敵ゝ賞ゝの
所ゝ後ゝゝゝゝ御免を蒙ゝは 御ゝゝと

出城を御渡ゝ 御内男女退散せゝも
無ゝ若又此事叶ゝゝゝゝは氏政
父子孤城をゝゝ社稷と共ゝ討死の
外は無ゝ 少ゝ豆形ゝ為ゝ為ゝ
中ゝゝれゝゝ直政と
神君御ゝゝゝ為ゝ為ゝ深ゝ
必ゝゝ早速ゝゝゝゝは敵ゝ
ゝゝ
徳川殿直政を以ゝ中ゝ
ゝゝゝゝ氏政ゝ陽ゝ城の男女
ゝゝ仏命ゝ氏直ゝは上ゝ後ゝ為ゝ
女ゝゝゝ ゝゝ御ゝ城を御渡す

[illegible]氏を大なる怪くと立帰り氏政へ其旨を告げ申日
城を明渡すべき用意をとゝのへ
[illegible]

奏業

英濃守氏規講和の事

小原英濃守氏規は豆州蓮山に
在城し此三月上旬より京都より江戸を
大軍を数多引連七月上旬すでにつ
くも面せん日し遠く武器を連
相模国城郭に立籠り怪し多く
小原一家の英雄と聞せさる者なし

神君甚首尾門に浦より御しく者
須うり氏規と厚く交りを結び
御しせ給ひ殊更門は鄙よりむすび
うもたる事ハ[illegible]いろもしらく其
討死をもいたはんとの思召て氏也
赤津に系せきう給ふ之定に依次也
[illegible]
蓮山城より御使して仰せ[illegible]
氏規三月の始より蓮山の孤城を守り
大軍の攻撃をし給ふ一度の忠失も
[illegible]

世俗ニ云フ源氏ハ武門ノ武器雄傑ノ
故不肖ナル物ハ一八州ノ地ヲ遠ク
攻撃サセ一ハ蓮山ノミ堅固ニ
前サセ[illegible]名誉ヲ[illegible]ハ[illegible]
云フ所一物ハ八十郎氏房源四郎家
[illegible]一人ヲ思田ノ水門ニ[illegible]
芸ハ和睦ヲ礼儀シ東西路ハ太平ヲ
及ンヒ[illegible]物ハ氏規一人[illegible]一ヲ
守リ[illegible]ヲ設セラルヽ[illegible]小田原ノ城
[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]物ハ[illegible]
[illegible]ヲ出ラレ小田原城ヲ

入ル氏政父ノ事[illegible]
回サレ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ伊豆相模武蔵ニ[illegible]
父ハ[illegible]氏規ヲ[illegible]小田原ヲ
[illegible]和睦ヲ[illegible]
[illegible]ハ氏規ハ[illegible]蓮山
[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
徳川殿ノ[illegible]東西和睦ノ
事ヲ[illegible]伊豆相模武蔵ニ[illegible]
ヲ[illegible]人[illegible]物ヲ[illegible]

毎年に百姓一同の迷惑なく
治まるまは氏規大に安心一族の
此恩を以て氏政に和議をすゝめ
攻寄て三日目七月六日卯一刻に
浜谷口より小田原城へ入城こはいかに
氏忠は十郎氏房頼に乗ものを
今暫く用意に居る様と氏規の志宜
敷く業に成遠一同の方へ治八り
なる理由に今は詮なし一せ先て我
等人なりとも討死一名誉を後世に

殘しへしと急き遊山場に引返し
氏規の到来の為家は為遠に引渡
為り一事のうく和遠一て氏忠は
氏規に命じ兼勇に渡せ一を
いう形られと云に小田原城中一そは
此時既に氏政父子の居に遠孔の
事有為く氏忠父子に為に熟後せし
只十郎に為に居ひ為く城を為く
降参せ一なり是他一なく兵士に
沿道の人に生し不ことを知る者に

小田原城開城の事並城退去の事

七月六日氏直は和睦聚く城中より
之帰り諸将を招き集め人々
城中より続りし知の諸事を物語
れとて討死せん者を留め先以
謝せるを初め親しく親しいとも縁来
遠情の遠縁城内男女幽魂不
及ん事嘆かるる痛ハ一者も氏
氏直の厚恩を思ひ故の軍門へ
降るおもひ切り是全法将軍の
命を背らんとの志を変せ

而しも心の深き身を汗ぬる事て
天運を待へ氏直幸に明らかして
無い天運を待て思ふの五八四
を忘れ乃続く法へと中者ハ
其年を到る諸軍に命角の法を
ふる者ハ此く見へ法の油我
法者ら明年は七日関白より諸法
の使ては汗地更市に見元蜂坂
中納の補安治 徳門家ら四国
として井伊直政の補 東方中納言
掃部頭の補 家政を高落ら

也因而ようやく原下紙を加へられ下相
服坂ヶ士卒堀の門を警固し
お堀の男女部も逆徒よりの攻撃
機密を禁制せり むし氏屋ようい
堀内男女人ようり九日迄ようの退散
をへしと福島一味をは今ごと
鎮撫の男女貴賤老若拝並ようく
樊籠の者は放さるべし 心地して
逆を見れば雲霧のやうく一解ようく
却解て却ようり其外より先年日州
根白の鎮より宮部吉祥坊ヶ清津の

大軍より囲まれて既より危うしと時
ヶ和大納言義長卿を救はんとせし
しを法ようく抑留せり 尾張義直
紅宣撫使を没入せし事 当時小田原
下ようしの見も逆ようとて豊臣家
幣より及ばらも生捕らもして誅せらる
刑て 神君ようり氏直宗八郎長八郎
者るは已より和睦相成るよ八何の
怪恨ようべきよ氏規未鎮堀しよう
蓮山より出を捕る事 聞るいたれ好きふ
似出ようり早く堀を渡り小田原へ東

屋敷に居中送られ候へとも
後く氏忠より書簡を蓮山に送り
ける其文に云

氏政氏忠共分一族と雖も新古
合和睦仰知貴殿一人不日随之故
和平成就彼早後甚嬉可
来歩者也

七月八日　氏忠

小源兵衛尉殿

氏規此書簡披見し候此上は合一人

矢部に及へきるに非也と
徳川家の味方へ使者を以て氏忠
知り仍て蓮山の城攻落さんと
存じ候ても家の寄手に城を攻
さん事一向意に非ず然るに
徳川勢へ御一戦と申越候は
神君御自筆にて来る廿日へと
仰付り江戸伊豆の西船内義之丞
伝成を召さしめ其城を責豊臣
殿さうまは関白より石川数馬新左
衛門を以て守せらる蓮山の

城を攻めしくるる長敦し氏敦は
多勢を以て長敦を小田原の城へ
攻めし給ふ（小田原記 編年藩鑑）

氏政氏輝自殺

氏政は氏康の子氏康の嫡男
彼は氏康大なりしかども文武に
亡ひ敦は倉稲に接といへた勾践は
世の覇たり天命いかん敦へ難しや
小船自私しく敦を賊しかん我を
貴ひ世の敦代の時等ア給ふ
小隙氏政入国截流矢岡八州沃野千里
百物殷阜の地を押領し岩険衿帯

乃至る攝し実に金城天府なり
陸奥者昔し橋逸の思潜り天命
若る福し淫に溺する世の習ふ
心有し五代の業を一朝に敦もし
長も敦し小田原城をも給ふて
氏政陸奥守氏輝英濤名氏敦
十郎氏房等とともに医師田村
安栖良傳の家に入給る（田村安栖良傳は名医と云）
是は降し系乃至る出城をへ
崇命ひ若原といふ地に
彼り城を建設させんと給ふ

しうは氏政父子一族老臣共皆
いうよと悔すもしるし只今城中の
軍卒は皆退散し儀を守義する
事なければ諸方の人皆々
すといへとも全く風説の打算上の
誤報なき旨堅固なり然て以来ものも
いう所の憂国なるべきと嘆ず強し
女房衆部屋部屋洗濯するなり事なし
九日同日は　神君を始め奉る
人々小田原一門胡蝶なるべし遠く
遠戦せんなり遠て家より四一数月

城を攻る波濤に乗ずるとも
悪党を鎮命せは先云伝るなり
見は胡蝶を恨しもるなり仍て
氏政氏輝胡蝶の渠魁なるは
皆を除殺し天誅を本氏忠氏規
氏房氏信の一族は皆敬し仁恩を
施さんはいうもなし伝ら所
神君少なる只今なるもの何事をも
少へ為ず只敵の降伏ひ敵へ
らん氏忠は来る年なり皆と滅せ
らるんと伝ずさるとも食のなる

[illegible]を氏也以下脇差の事一書の
おゝく不滅まるよ明白と仰あ
[illegible]
大下滅ぶと仰せ[illegible]
さまは　徳川家よりも接続を滅
らるべしとまく反らせ給ふ　十一日
関白家よりは中村部部の補一氏石川
備前守貞清前田利佐正村佐清
行心　徳川家よりは御示部部大輔
殿改田村安栖ら宅へ以向し氏改氏辯
等の對面ま中村石川出殿下の沙汰
清遵せんとは思へしも流石の氏也て

少一口こまりたるまゝて陸奥守氏辯
早く来し名是遊遊へ入来の事
定て報ぜ[illegible]腹切まとの事なる
面一行水の間少し待まへ[illegible]分を
清め清り腹切へ四国まを[illegible]と云
明ますり敵ての沙汰よは氏改
氏辯面人は切腹をへ氏也ての
一族は遠く流命せらるべしと中西ま
氏改芸尤とも却為し報く数万兵士等の
命を都じんと[illegible]を遊清一軍門
下澤条まるよは遠く死せんと

[illegible]の事ハ今文にて[illegible]ハ氏世
[illegible]の一[illegible]ハ[illegible]の苦志[illegible]
生て世て[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
辭世の偈を[illegible]と書[illegible]哀
なる

今氏改掠吹毛斂切破乾坤収那固
西[illegible]の[illegible]ハ[illegible]と[illegible]の[illegible]も
[illegible]ハ[illegible]秋の夕[illegible]
我[illegible]今[illegible]と[illegible]ハ[illegible]
[illegible]氏改今年[illegible]

[illegible]

天地の[illegible]
[illegible]

[illegible]人辭世書[illegible]
[illegible]氏改[illegible]
[illegible]氏[illegible]
[illegible]氏[illegible]
[illegible]人を[illegible]
[illegible]自分の[illegible]
[illegible]
[illegible]

家康を恐れ一番を老と云ふ小姓余
りんとの仕度なる其方自害すべし
撫度の軍器を知れ一向思ひ留り
さて抑留氏輝の最愛の小姓山角
外吉郎是なる氏輝の前盜面て
逃却し者を示し小姓頭に取つ
外吉郎は時に十六歳
神君其忠義を感じ召抱へ家人に
加へ後に小姓山角常陸介と名乗
面し氏政氏輝の首を関白秀吉に
指出す事なれば関白実検なして夫人は

別歌なるべしとて石田治部少輔
家康を京都へ出せ一番御稿
乗首せ一統ら氏政小方は
徳川家臣君婚後改祥院
を賜ふ松丸へ嫁し給へ
此後は言葉小姓者と
徳川家臣人へ嫁し給へ
氏政の元へ来りしは関白秀吉
神君言力河内守成敗義を以て
北条氏上洛上州を
徳川家より清水左衛門尉城の事

是て仰せさるしの怨遂孔して其
惜を新れたり是小深父の表裏の
汝の沢深うと政四をらは江吾かしも
為せて此後殿下の御業をして四恵よ
中下たしと中まとは牧て本海の
意とよ古まと関白大よ四馬て汝京公面
八幡のと家一氏政父子は家を失ハむ
但氏政父なの表裏のその為る知ら
時ハは怨の首切く不忠の法の懲戒
とせんと仰られは江吾自若として
敬く居るし私名も好く皆仰ハ家臣

を政頭たはは也鄙の田舎侍の仕業
かして氏政父なの表裏おかしもいハし
小条氏代の覇業一時よ亡滅ま也は也
新運の御ふしもるおいんとも也為
うし但一殿下を頼とし天下の大謀と
川信て家月ふの密面の掌を為されを
抱り事氏政父なの天下治世よおわく
想像とも此外中ふへく別れ一只
素ふ首を刎めと中まとは関白大よ
笑ハせ給ハ汝江吾其罪強よせんとし
仰とる汝大如支の義腰死を惜さる

親家我等芝を帰ふ故ふ其罪非我
免れ今日より我に既退せよと給ふ
きは江雪も案に相違し敵下の
大度を感し終に曩伯とて豊臣
家の親族とは成にけり十二月には
小田原本丈氏勝同西浦守氏規
同左京大夫氏直同佐氏忠同十郎
氏房松田左馬助大道寺源九郎山上
郷左衛門諏訪部源次郎曩地之左衛門備前
太田寄、永井右衛門金田大膳垪和左京
山角紀伊守へ十余人従伯之拾余人従者

三百余人は高野山に送られ
神君其時左京大夫氏勝は旧好
以前東に進まさる味方せし八州城攻の
案内して軍功をあげたる者なれは此度
其技術はれんと行あれは関白も
ありと同意しのひ氏勝一人ハとて
終く徳川家に属せし終らま今源氏舘
氏規時子孫まて三千石たまふ氏直は不遣すらる給費
備馬本願に全とらせ高野山へ閑居の
時は三百人扶持授らる其外入道の
調度類は従文まて芝を送られ四季

乃時復も喜時しに浴ハり者れハ氏也
を授も思ひの分ふて覓者所是ものし
なり　　徳川家年者たるの所図面も
うく聚ものとてなされ（城廻）十一月
十日よりは言脚也は寒新喜しるへ
とく氏也を従を天地也よ移し慰
ものと図面印書を以てもの（は
ものく被ものよ移しく寒新を渡らせ
らるの節廻ひうの貝酒住者を浴る
聖年の二月は天地也ひうの使逗
大坂天満ふく織田信雄の宅地を

賜り氏也の居邸を宮ミ賜ひて
江門の様ふ一万石授る喜年
十二月図面の対面しのし移し慰
喜よ新ハは西ふ一ヶ国ヲ江ハ
廻しと也の分ふ知喜月四廻移を
記ふ　二拾二年ふ年ふ江ハ
果喜江ハ豊小西京小家の正院ハ明
ものり法名は松岩院大象徴公と賜り
して一法名も象公の好法にて喜年は毒害せ
ものとして凡象公の小様を
治藩の者ものと云ものの
男ものの法名のもの
男喜ものの氏地よ賜り小様氏の祀を

奉せしめらるたり是也

神君宮城野より駕下よりさせ給ひ給ふ
なりとて少しあるを到てて氏親も給ふ
徳川家の内家人よりなりよりて氏直の
小方なれは未若く盛なる間しくなるを
氏直より後を慕ひ給ひしを聞て哀れ
に思召し後より嫁しく池田宰相
輝政小配給ひしなり此時なりしも氏直
より頼られしに言祖の濃をは母を
を始めるもおなしなるも兵法の氏親の
方へ送り給ひしとて相氏直より送く

言胆山へ到しに松田大学頭の家を以て
後しかるも此時君より厚くもてなこくみ
なし給ふ家へ拘しめらるしとて十郎
氏房は文禄元年四月廿八日二十八歳
にて死去 小田原記天元実記備後太閤記 氏親の後は今の伊州侯也
一万石小家を賜ふ氏為ハ此時なり

神君御入城の後諸将賞罰事
七月十三日関白秀吉公は小田原城へ
なし給ふ諸将人数軍功の甲乙優劣を
委細に査検し賞罰適一に御法也
ら所 諸侯大納言殿軍法密案始終

第一の頑勢さう関東八州平均
の切実な其方なるべき者なしとの
事なり小家数代相順せし八州の
地を悉く　徳川家へ進らせらるる
其事房州は里見安房守忠義が順
義此州宇都宮之郎左衛門尉清川秋元
以下の諸人なれば如順の後存せしめ
徳川家譜代なるべしと仰せられ
迫に九万石は　神君四位侍従中四位
と成て又四位侍従すると四位奮のたう
として石部関の地義四日市場与頭等

石業所元地中郷奥津より始て名
千石為四万石　二千石をらせらる
徳川家四順之所遠江駿州甲斐信濃
五ヶ国秀吉始りて強下の法諸大
配分故一たび果て仮人れ八州領
為うせ給へし迚又大久保七郎左衛門
忠世を召て此は
徳川家股肱の臣たるは小田原城
為根本を守護すべしと命せ
らる又小田原金蘭之誓一旦米は
皆　徳川家へ進らせべしと仰せ

さるときは役人共畏り倉廩悉く開き
俵数を改て渡さんとせしかる
德川家より伊奈熊蔵忠次を以て
其粮米を請取らしむ伊奈此急劇の
中日数空く費ん事を恐れとて諸倉に
封印を付し倉廩の数のみ改て
封の儘にて請取しかは一日にて事済
しよし関白殿聞て速なりとて不斜
感し給ひし東の地少古大に席を
拍て德川家に於ては此の士多しと
感し給ふ

秀吉此時の挙動 徳川家に八州を充せられし事浅大名の挙動に感せられしにや

つらく思ひ甚深は織田氏之信甲の本を奪んとの奸謀に出し其の替り関八州といへとも房州に里見上野に佐竹常陸に佐竹下野に宇都宮那須あり甚か又人多し今八州御領となりしにはあらん織田を三甲信は久く 徳川家に随せし地なれは是を秀吉の手に入て甲州は要地なれは従に加藤を置き駿河に浅野を置き東海道要枢の清洲に秀次吉田に池田浜松に堀尾岡崎に田中掛川に山内駿府に中村を置て是等八将秀吉の股肱腹心の者共なり是等を要地に置く実は関東の役を押へて動かんへからしとせし奸謀明かなり然に関八州被図に入て後我国勢深遠大に及ひ終に一統の基業を開かせ給ふに至ては天意いかに神慮の致処私智私力の及ふ所にあらんや

には今日 徳川家関東へ御領を移し織田内大臣信雄
かつは是に 徳川家御領なりし駿遠を
三甲信五州を接け信雄の旧領尾張
伊勢をも与へ移さんと令をられしに
信雄旧領を惜み移せん事を嫌ひ給ひけれは

四の儀になし おゝせ給へと再三に及べ
関白以ての外に怒気損じ信雄ハ信長公
の恩をわすれ五州を授らんとするに
是をいなむ心を見るに大国守護の
器量に非ずとて忽ちに勢尾両州を
収公して秋田羽州へ配流せらる是又秀吉奸謀の段なり

信雄は暗愚といへども正しく信長の子なり当時の諸侯已下は
信長恩顧の輩なり秀吉子孫の偏ともなるへき仁人なりと
思へは長久手の一戦に亡さんと思ひしかど神君の加勢ありて
亡ほろびすなわちし信雄も和睦せしとはいへども初志然と遂きがたく
今なおかゝる時は何事そ生るりてハ彼人も立んと思ひしとて
幸に今般奥封の事を命じ五州の地信雄心に任する事しを
揖へからぬ御下は遂に是を罪として出んと計り知信雄辞退
せしハは左ちやうかありしとは流せし事なりとはしられたり

今般国替の事は

関八州
尾張北伊勢 信雄旧領
三河国吉田城十五万石
同国岡崎城五万石
遠江国濱松城十二万石 増五万石知
同国掛川城五万石
同国横須賀城三万石
駿河国府中拾五万二千石
同国沼津三万石
甲斐国一国
信濃国小諸城五万石

徳川家
中納言秀次卿
池田三左衛門輝政
田中兵部少輔吉政
堀尾帯刀先生吉晴
山内対馬守一豊
渡瀬左衛門佐繁詮
中村式部少輔一氏
同弟彦右衛門一栄
加藤遠江守光泰
仙石越前守秀久

同国高遠城三万石　京極修理亮高知
同国飯田城八万石　毛利河内守秀頼
同国諏訪郡二万七千石　日根野織部正吉明
同国深志城八万石　石川出雲守数正 改伯耆守
同国木曾山代官　石川備前守貞清
伊勢国長島一万石　羽柴下総守雄利 織田信雄家人今度関白へ来参するなる
同国二万五千石　木造左衛門佐長正 岐阜中納言秀信卿の臣

那須太郎資晴ハ関白関東発向ありしより
咎ありて其禄を失ひし士太田原備前芦野九郎
千本大和守大関大関伊王野下野守遂
小田原より御帰陣ありし殿下へ拝謁しける
届しと訴しより資晴兎角延引したまへハ
太田原芦野福原千本大関岡本伊王野
七騎の族是を捨て皆小田原へ参陣
し今年は資晴か本領那須烏山
喜連川泉山田宇都宮始遣藤鷲宿本
八万石没入せられ七騎の徒のみ本領
安堵せし彼ら皆下総古河の足利
右兵衛督義氏卒去し男子なく
其跡継へき者なかりしは生実小弓御所の
足利左兵衛督義明か嫡子右兵衛督
頼純か子乙若丸国朝に義氏の女を

配せ陸奥国遠川五千石を授けたまふ事

徳川家康公奥州に下向の事

小田原より奥州へ発足の事

諸軍無用意なる事

徳川家康公奥州に下向の事

上杉景勝謀反の事

奥州軍役を除かるる事

代官下吏ある之迄急度家康公奉行

関東八州を見分せし事

古来

ての城地は云迄もなく仙台城も成

就なり百万石を乃至也家人小笠原

迄也ゆえ来地を割渡れ

下さる法度人皆迄八分ちなく割

割を急き御事なり事なり七月

廿九日小田原を出発され八月朔日

江戸御入城遂て千秋万歳天長地久の

法度を開らせ給ふ此時小田原城

を焼大久保治部大輔忠教に守しめ

ら[illegible]

実録天元記大成記

秀吉公奥州進発の事

関白秀吉公より東国を征伐せらるゝ為七月十四日小田原を攻め給ふ諸国の検地を命ぜらる検使として織田長政石田三成を遣はされ給ひ上杉三河守は出羽十二郡の検地を命ぜらる大谷吉継をつかはす上杉景勝は出羽守に成り給ふ

徳川家康人法師丸を養ひらるゝ頃家康卿は未だ検校の如くして殿下の寵遇もなけれども小田原平川口より法華寺と云ふ日蓮の流の蘭若の寺を旅館し定め給ふ道の設備を形ち十四日は法華寺より帰りて家康卿の城郭を遶察せらる知恩院殿昔徳川の

乗次郎も先達て伊達政宗に従ひ殿下に参謁給ふ

諸将の大軍是より後ふ道の中に

貴頼上洛修理亮定政の第一の
老臣右馬頭資人道遠は
文武の老將なりしが尚ほ在京郡
品川の郷より伯しあるを豊後郡
江戸の地を見て寛正二年丙子城郭成功し
長禄元年丁丑より城郭成功し
居城とせり文明十八年丙午道灌
うせしより後は貴頼より世代を
守らせしより大永四年甲申正月十日
小條氏康の為に貴頼定政の
修理亮胡照此城を攻られも

是より後は小條家の城となりて
道灌の子孫に京政あり守らせたり
実ふも道灌を文武兼備の名將
なりしと云へども四神あり通常上の
地形なりしかば敵方は江戸城の四方
しなり物敵方は江戸城の四方
攻合せしかば上州松枝城を
大道貴頼河内守政繁小條氏康の
なるは社稷と同く存亡を共に
せへ地形を以て勝利の法策

八州の御等を以て弘大偏を誅
滅仕り天下後世不忠の者を懲し
為とて忽ち梅田を捕へて首を刎られ
成田も獄守氏長は回忠せずといへども
其沙汰無成を罪し不順を没入し黄金
千両唐櫃十八を以て贖ふ其一命は
免られ共四日江戸を進発して廿六日
此州宇都宮に着す此頃奥州より
佐竹忠侯の使者頻に来を勧ひ者
ありて幽下儀も南方中勢斎忠侯を
たのみ忠侯長久の厚恩を賜へ

り此尚此度風聞者故の外有へからし
とて接られず忠侯深く怒り
者共を捕へ成田さる者はれ仕達故宗
右衛門者ものは関口東州藩田と
なり宗右衛門の婿を聘て田頃
米沢へ帰り共八日に宇都宮の四藩へ
行給小十郎京様只一人供仕十郎
少し連て第り先に小田原にて中上
ず故宗右衛門の使人より切腹の
礼を無し是迄私に無を勤し
恐入て切腹に芳名順は中に及ば

本願寺も新しく法へくに任達名跡の
為に成ては殿下の命を仰せられしかは入道
関白大よろこのし聖胡政宗を呼て
ていく四翁面に対し汗衫山十郎景信
おはせしく御祝ひさせ自筆をたて
場し其上しく芦名殿はたとら海
本願寺をはたらしてしとしくとも思召
ていく返し場合申面命ひをハ政宗
主従共に能しと思ひ御し首尾能
退ていし脇浦ハ偏思せり政宗は
己る弾人よ出く本願寺殿せりと

少へしは佐竹宇都宮ハ云ひてと
れ一更関白の国人れ思ひ〳〵す
進物を捧く津に来せり侍者も
車馬ハもさらし雲のごとく元せり
関白又細川越中守忠興を召て伊達
思門の婚を政宗ゝ為れて守る
面しと命せり侍忠興は少政宗の
為よ仕ひらく成よいハ〳〵最ひ少思ひ
思召いハ〳〵父幽斎光秀よいれ遠国
ひ出ず遠慮よいひは少兄を奪りた
ゝてゝ中ゝ関白も驚りとゝ少沿し

ちゃん放く征出させらるとも程なく関白
は宇都宮より奥羽悉く平均し
の比東より帰洛せらるへきとなし
かとせめて會津迄は巡見し給ひん
とて又宇都宮を進発せられ會津へ
赴かれ道すから所々城郭の根城を
定められ八月二日には南部紀恵か處て
許し浅野弾正長政を九戸征伐
せらるへしと蒲生氏郷堀尾吉晴
等を差向られしとゝもに九戸政実
悉く浅野人ニおわされハ甚罪を免し

侵奪の地は南部に返さしむ　〔原書九戸を攻る時堀尾軍監として蒲生氏郷をも具せらる一人にて攻るやうに九戸か城を攻落されしと記す八太閤記より出し故なり編年には蒲生氏郷にて九戸を浅野へ参らせしと記し氏郷記は又更に此戦ひの事は記さす大概は蒲生の功を九戸戦へ浅野へ参りしを実とすへし〕
此討に會せられしかと九戸已ニ
浅野に参せしよしは道より返れ関白は
七日白川より長沼にいたりのひ八日下
野に至り勢至堂峠といへる岩瀬を
歴て猪苗代を経て會津黒川の城
先達て請れ木村伊勢守か旅館に之を給り
城へみちひきしたまへれ十日に入城あり

為ては四方を帝面しなん為面し
なりしかは只一通宮ならしめ後世石田
大名あり保栗田摂州の事一面合戦
翌十一日東より場治より動きたり小説家
蒲生氏郷秀吉の重臣劉重之事
郡を賜はりしとあり古しかと秘閣を
思ひたりし止治しかはしも八月十五日
なり今看は城中しかく業用の要を
使さまと今後仕ませし六歳七道の
大小名各地を連く少要の事不

何後しなり其時関白蒲生氏郷を
なりと今後海の軍功抜群なるを八四頃
伊勢松坂十二万石を賜し安濃津の
城をしてせしめ大沼川沿稲川山郡検査代
西之郡六郡他道は白川石川岩瀬
安積二郡松五郡磐城しかく小川元
郡合十二郡合して四拾二万石を封せしを
本村伊勢守秀後は雲州の内葛西
大崎二拾万石治なり海岸道沿川智の
家人なりしかる武器を以て免
我儕下は石井今なり以後は上治

[illegible]るるなれば時に家康より播磨
氏郷を通て改易をおぼせ一氏郷を
親と思ひ氏郷は木村をもてあつかひ
万事指図し豆州の思ひ様
改へ豆州は一揆蜂起すべき地
なり若一揆起らば改易と事内者
退治せんと家康より西人原惣
を謝し用意の妻給り名退おれば
氏郷より出羽右京を通て大名了
接擢せらるべし播磨より中国を
氏郷大名なはなりがたしとも氏郷は

豆州の田舎者なれば家康捨りいと
云ふ事は人心大志を感じたりとて
[illegible]
刑て其十八日氏郷会津頃内播磨
家人より多ち接せり白川は関右を東
須賀川は田丸中務大輔河内守八蒲生
源左衛門南山は小倉源九伊南は蒲生
左文治門は蒲生兵内浅川は小川
平左衛門大槻は蒲生忠右衛門苗代は
蒲生郡左衛門と定む関白秀吉氏郷
伯母なれば家康は豆州第一の要地

乃ち此なる加波を以て結束せしむ
たとへ勇吉よ敵しなる者ありとも
武勇秀たんん者は遠く故郷を
一撲最活の風よりつゝして遠よ
らる此頃氏郷は幕の紋を、二引
たるより改んまを清よりも白の紋よ
絶さまたり是は小山前をとりて
信義を氏郷の後援なり殊更小山ハ
正統よりて此紋の幕を使ふまを御よ
今度陸州の小山小郎ハ小陳言なり
しかも石頭を設へせしまを前生我

物こゝりまたは氏郷千石ら〳〵
前生源を為つ無力とし使く小山ら
使来の幕を氏郷よ献しまり使
まして氏郷是より新羅の紋を改め
巴の紋をもしまる因石郎く白川の城
後駕せしまを伝州を為く上州前源深
ら武州川越城主より別名
ゆ上其時　神君ら宮の城へ
主ら也給へと仰せさまをしうも
巴紋のおろく万支混新なれ
下向の時横角も洋よ巡也しなを

[illegible]
神君儀ハ府中の強敵へ後らせ
後ハ四郎面あり関白秀吉ハ[illegible]
江戸の城を要一強せ[illegible]
地なり其評の[illegible]
[illegible]の郡[illegible]
前七本村[illegible]
大名の事[illegible]
後[illegible]
[illegible]
加[illegible]

[illegible]城未入[illegible]
徳川家四[illegible]
[illegible]
[illegible]
十九日[illegible]
[illegible]
神君はたゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
徳川家の[illegible]

徳川家妻子家中の妻子も皆此城に
籠置不肯なるに依て誅し此人数は
八州の領地に而我に與へしも八州の城々
皆兵乱後荒廃していまた婦女子も
安居の地ならねは御に出命南城を明
渡さは則は主従の妻子を廣野に
捨るより外なしまとも是非に止宿
あらんとならは大綱に兵船を揃へ
せらる遁しと云々少しも動されは
遠江守居多に其城を明渡せしと云
かは我ら今會一趣の宿陣す

かくせ給たんとの事そいへ大に重使
先しく取發せられ吏も大納言秀忠
あは一寸も借事し城中されとの悪しき
攝冠者いかなる巧妊も計難し
信雄の身此成果をみきやと城櫓に
人数を配り城門を堅め後日の罪科は
我ホ一人にて帰来らんやと用心
堅固に敵の様子を窺ぬ擾しく
駿府城を押通り昔日清見寺に
宿りのよ　神君江戸まて此事少々
大に驚きのし柏原康政[illegible]

両人も御使ニ申し候ハ此度斯様の
不礼の挙動我ホ更ニ存せさる処
逆鱗至極なりと仰をせ候へは関白
少將ハ他本国田舎武士の意地汚き
者と見ん候ハ大将ニ對し何の申分
あるんや他本國は兵まゝ留守居男之
しゝく御免し候ハ両使ハは
しお騒しく返しのふ先に関白小田原
征伐発向の砌 神君濱松の城を
唱候しく 結縁とせしも
神君御自分も御縁座の世話ともし

なしに其時他本國の事ありて
遠州へ御かりしハ関白濱松へ留せらるも
しまへ結婚ある立帰り候縁座の
御用意まて城中賑しき有様を
他本國若く安ハ様婚なる顔色にて
関白殿下の諸士甚ありトゝ諸大名列座
の中よりく 神君ニ向ひ大音ニて
爾よりしと呼かけて扨も爾は徳川家康と
云ふものなるか我持大名と云ふる程の
人我居城の本丸を明けて一夜たりとも
人に貸しと云事ハ昔より今日の分別

まてはあはれ女房なりとも人よ貴なるふ
るまひ一と義に義置りて是程家所へ
立帰まり　神右衛門のうつ事成
ゆへとて仕りまし相一度の法大名法士へ
白ハせもひ出ハの奴の組を即ち人日
数下源蔵の打ち是断と及ハさる結
ようくいの奴は事多能者と中
家臣の書簡の者ては我ホ若宮の
時より奉公仕一お洗ゆ毎ようなと仕
せ申と云度ハ一武を場数のこの
ようていとも田舎ときの勇猛者て

人をは活なる出とも思ハぬ奴ようく
若殿の不ようてさへ出ハの奴りよ
いハは我ホと若白ひの時云れる云
ひ事一ひさるへしとひらをあれは
一度の大小名悪仕事ようても及
なる後よい渡ようてお割出の日を古仕
ハ也四事をするひ事ようて接拶せ申
たりとて家よ三州三奉行の通一
見仕ホと家せ申一的ようて当家も
他家も抑せへて感せぬ者はなろう
なり御とる先年大坂不ち後せ

軍勢も今度の手柄を秀吉公へ
報ず
神君も悔うませた由い
隠居させ下総小井戸の郷にて三千石
を賜ふ秋七月朔日の頃より熱病を
治し給ふ
とて関白のは其後東海道を
下り九月朔日帰路し給へは京都より
公家門跡貴賤道を去り給へ大坂
伏見奇妙堀者公卿道の市人ハ
淀大津迄出迎ひ給ふ
神君の大切を聞し給ふ
振ハ給ふ事とも
前田より

当時東照の接地せ給ふ
蜂起せ給ひ
謀叛なく
江戸城入
関白秀吉
豊臣紀
岩淵夜話
集
徳川家人頃地之事
神君は七月の初小田原より
ゆ今度の頃地なりて関東へ移らせ
給へは
諸役人
治世
八月
是迄

采地へ妻子を移し一名宜百姓の家を
用ひさせ或は富豪の門に寄て音信を
信て住居し通ひ合の仕方を以て
怪きを為ざるを能し　陣屋と名付
文を作り其外なり作へ文を
認ませ一つ後は暗く心懸ひまく
宅地を拵り二軒あり初のごとく万
事易き四月頃迄四月初也七月中旬
頃帰住なさしめ八月より九月
初旬かけては諸国之甲信者ども
四百人大分山方九時過くし掃たる

京都へ住居さしめ者共は秀吉公と
隣の分　神君神速の四百知を感
せしめ後に近く住居深忠誠を尽
せしめ　しかして　さくと人数
四百人列別ハ

上州箕輪十二万石　後に二万
増し合計
田信林堂十万石
上総大多喜十万石
相模小田原四万石
下総矢作四万石
上野厩橋三万石

井伊兵部少輔殿
榊原式部大輔殿
本多平八郎忠勝
大久保七郎右衛門忠世
鳥居彦右衛門元忠
平岩主計頭親吉

同藤岡三万石
芦田
忠次子
松平新六郎康貞

同碓氷三万石
忠次子
酒井宮内大輔家次

上総久留里三万石
康高孫子
大須賀五郎左衛門忠政

上野小幡宮崎三万石
奥平美作守信昌

上総鳴渡二万石
日向守家成子
石川左衛門大夫康通

下総古河三万石
信州先方
小笠原信濃守秀政

上野白井二万石
本多豊後守康重

同大胡二万石
牧野右馬允康成

同吉井二万石
菅沼小大膳定利

下総関宿二万石
久松佐渡子
松平因幡守康元

武蔵騎西二万石 一本松市
松平周防守康重

上総佐貫二万石
内藤弥次右衛門家長

武蔵岩槻二万石
高力河内守清長

下総山崎一万二千石 一本上総
岡部内膳正長盛

武蔵奈良梨[illegible]一万二千石
諏訪安芸守頼忠

同忍一万石
松平主殿助家忠

同河越一万石
正親惣領
酒井河内守重忠

同羽生一万石
忠世子
大久保治部大輔忠隣

同本庄一万石
左衛門佐信貴子
小笠原掃部助信嶺

下総佐倉一万三千石
久野三郎左衛門宗能

武蔵東方一万石
戸田
松平丹波守康長

上野那波一万石
松平和泉守家乗

下総多古二百石
武蔵八幡山二百石
上野松山二百石
下総相馬一百石
武蔵深谷一百石
相模甘縄一百石
下総佐倉二百石
同芋久一百石
上野河布一百石
伊豆蓮山一百石
上野三蔵五千石

信州佐久
妙法
保科 左京亮 正光
松平 玄蕃頭 家
松平 内匠頭 正
高崎 安房
菅沼山城守 定政
芸州
松平 上野介 忠
高多 佐渡守 忠
信濃
之浦 監物 守成
本多 千源 義利
菅沼 彦八郎 定盈
内藤 三左衛 信成
松平 右京亮 乙

武蔵河越
上野布川五千石
伊豆梅縄五千石
同市原五千石
武蔵石戸五千石
上総茂原五千石
同原佐川五千石
御家人同
武蔵
武蔵栖谷五千石
少将佐倉内五千石
同小藤五千石

主殿頭
酒井 左京亮 忠
松平 駿河守 信一
石川 日向守 家成
阿部 伊勢守 正
牧野 備後守 忠
大名
大名
西尾 隠岐守 忠
二条 本多 出羽守 正
内藤 紀伊守 頼
山内 帯刀 氏
本多 長門守 俊

武蔵国 井六千石
同 鶴見 六千石
上総国 市原 六千石
相模 七郡 六千石
上総 六井 五千石
安房 郡 伯耆 六千石
同 菊麻 五千石
伯耆 国 下田 六千石
下総 生実 六千石
武蔵 横山 五千石
同 葛藤 六千石

戸田 左門 氏西
之宅 熱海 郡 戸倉
之宅 伊豆 三島 伊豆
宗 井 右近 二郎 直清
樋口 紀伊 守 家信
吉田 常陸 国 忠成
同 義 伊豆 郡 信濃 二郎
戸田 郡 寄 忠次
西郡 源左 郡 郡 員
神谷 伊豆 郡 郡 仏
業田 七左 郡 郡 忠

同 国 六千石
同 国 五千石
同 国 郡 国 三千石
武蔵 礼 国 二千石
同 太田 三千石
同 比企 三千石
上総 小井 戸 三千石
同 勝浦 三千石
下総 小南 三千石
同 服部 二千石

武蔵 稲毛 郡 石 二千石
上総 国 口

同 国 郡 氏次
天地 郡 兼 廉 家
同 井 興 郡 忠利
設楽 基 郡 郡 兼 光 郡 郡
服部 楽 郡 改 兵
資 力 郡 義 守 郡
郡 乃 郡 郡 重 次
植村 左 郡 郡 泰 忠
久 左 郡 郡 郡

武蔵国千石　　言木九郎兵衛
下総国一万石　　小笠原兵庫頭氏勝

此分小弟の事は故事なるの恩恵を
各加恩被恩を施さるべしの大小の
少家人被拾しの万歳を賀へきる
亡民は浦にて筆食蓋飯して神
人間を逐へきり八州なく大旱の
雨を待しの心なく神仏を祭らる
色なり諸士を召集なる多り井伊掃部
助多年岩石門なる居せしめ一紙にて
京都なる在番せしめらる　大成記巻
紫宸殿

浦賀奉行寄越四年ぶり事
同年九月十二日　神君なるは船まり
向井兵庫助小笠原氏彼官なる虎と助
千賀孫兵衛の人なる相州浦賀の
湊なる在く海上往返の舟船を改しめ
ら除小笠原の家の者なる今年
[illegible]
拝高蓋せし寄越甲州てく
関東市人田と仕早速甲州なる居る
者多門伝八郎なるなり伝八郎を
彼く井伊直政へ預し関八州橋衛を
豊人事を申出る　神君彼逆く甲州

より早速家来となるを以て称号ゆるし苗字
形ちを御免なされ
御朱印をとりかえ
申候

自今以後以公儀之法度相違不仕
黄金諸色高書者也仍如件
天正十八年　月日　御朱印

相原義太郎は水野藤十郎忠政七男
孫平太郎忠頼ゆえ孫右衛忠と申し
長孫市郎より頂戴を勤め其後伝長へ
進ぜられ候しかは伝長盛一代相原
苗字と仕候

其後遠州新中支配仰せ付られ勤し
今年江戸町支配仰せ付られ神田玉川の
水道関口小日向今井三ヶ村の代官東西
相原の支配を仰せ付られ和州高取の
庵ゆえ高取藩新番ゆえ遠州より
頂戴仕候ても仕候一代者なりしかは
是をも右さまて相原と同く苗字
支配兼水道の事を仰せ付られ保なる
相原の事八相原一人ゆ業へしと仰付
ゆえ八州を頂し治ゆ治先祖交量御
を定めなる事一治ゆの大体を御さた

ものと知へし　天正廿年より四人衆村
長束を知て、三町年寄と定められ
市中法令を正さしめる

奥州一揆蜂起之事

木村伊勢守は舊西大浦三万石の
領主となり居たれは其分は舊西豊来間
の城下住く一万石の一揆衆与力
大浦古川の城に拠せ其分新田三万
稱賞一人関白なるとも揆くては
家人共を多く守せ成合平穏
年紀記不詳木村の小姓と云ひ両説あり中村一氏の家へ
なりしと云ふ記録にて中村の家を去り本村に拠らせ

而信の為なりと云ふ方
石となりしと云ふ方
奥羽の地は今会津へ入る者一揆
蜂起するといへども首領の者
人数多く其後とは打捨て揆蜂
治りしかども人情更に穏なれ御
木村父子俄大名となり心中怨不
満者を生じ田波荷く拾四しかは
田民大に怨嗟りなれ櫻山新山東山の
郷民農士ホ一揆を起し事大不
穏なり事は天正十八年十月下旬
木村伊勢守兵須藤左衛門は大事な

及ぶべし。大浦の城より新き一子孫一寸
一所よりも思詰をせそやと申とも
葛西の城を奪ひ大浦より新くすると
孫一寸父伊勢守を必死なるべしと
大浦より葛西より新くしとて父子たち
なるべし。是よりは一揆ホ木村
父子の申様一たりとも少しも其筋なと
幸と湖の涌うめく所くらい大勢弱り
葛西大浦の面城を乗れば葛西
大浦の面城を立切り大勢まて木村
父子を面目む木村父子元より勇猛

なるこは多勢城を知り新参城を
測く一揆方を出陣へとも葛西大浦の
道は塞うも何方へも撤退なり新く
佐沼の城は絶道なれば父子共幸
しく佐沼の城へ入一揆は引揚き
大勢なる佐沼へ押よせ城と攻事
甚急なり木村やうりくと金津へ
使を出し加勢城に筆生新軍なる
氏郷新く麓下の伯おうもしなれ
木村を出敵一揆の為よ詰せるは
けしからぬと急き甚を以て男へ

急御とゝ　　徳川家へ注進仕氏郷
金沢へ移り　赤西日よも見らさる事
なれは何事とういくしく心よ
何せしといへとも急く切腹の用意し
給へ　とゝ　とゝ　人々蒲西大海の
一揆は木村の城を攻落し木村父子
自害の城よ稲葉右京亮を攻るよ
長谷急城より少へ遠く敵下の作
兵衛しく攻寄は奥羽南部業内
者の事なり早く出馬せよ　氏郷
不日よ出馬せしと中送り須賀

十月廿六日金沢の留守は小倉豊前
とゝ源作関右衛門淡路生れ文同
小川平蔵若武切の中若干殉死
白川城よは関右京亮酒井川の城よ
田丸中務亮を四方ゝしむ
是こ春の城よは作達政宗の第一の
切腹汗倉小十郎京都の屋敷なる
抑へ　めんなるもの氏郷引出を用ひ
出陣なは人々の一揆は郷民ふ木村の
苦政を怨るのみなれは政宗を恐
なるなれは陽よ豊臣家よ復帰する

ゆーとしへとも其実は郷氏浪人を
問く進め本村并改を怒せ申すなを
名とし一番に成侵奪せ一統んと
計り者る者ありとの風説なりを
少しも沈静し難く為を猶を
慎くせしとて先日完竟の年を
探み十月廿八九日より五七氏郷は
十一月朔日と津留せしを一日繰めく
廿九日編年簿に軍紀雷とす雷鳴日記より大雷
雨しき雷雨より楢苗代迄田舎道
之拾里之間山と雷雨と押寄只一面

乃銀世界申書雖ども為ども活白たへよ
なりて光焉と迄を来へ雖し一方日
まは氏郷英豪の勇猛ハ迫る為を
烈風雨を撲とへとも日きと意机を
物具しく勇敢ず実し風雨崇く
寄きは従軍兵を面され各鞭蒲壁市
橋をる者勇み進く打立たり去た
大雷道を埋むへ昨夜より数郡の
人夫を召集迄為を要延を後を
一万三千の人数を是は楢苗代に
為津せり少別の場を蒲生郷之諸

侍ひて諫しハ呉の此者を大官に
ひ給ふ人馬殿号しく物の用ふ
之雖一春暖風を待て萬あく
一樓退ひたやしるへしとやよ氏郷
ゆく汝ハ不忠なり去れ〻〻所ひ本村ら
事と我ようと思ひ技物せよし仰
らるしよ今一樓よ本村父子を討せハ
末代迄の面辱なり去とハ討死する
ともも是ハ我命ひ本村父子と死生を
共せんと思ふ是ハ家臣ひ所業ひ
ひ仰せ仰ハ我も出陣せんとて多人

市侍其家へ汝家方へ老一たる使者
保者ら汝家ら返答よハ此度の一樓
聽へ入ひ此家も早ひ御馬一匹未郷
ひく彼ハ一番しひ事なりと語候す
類ら使者ら去彼ハ更ひ分雖一
氏郷記
前生業記
大成記
家志
記天正実記

改正三河後風土記卷第廿八終

愛知県
1103264642